

8. 補助金申請手続き

①補助金の 交付申請

申請者は、「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金交付申請書」(様式第1号)に必要書類を添えて、弘前市建設部課建築指導課に提出してください。

②補助金の 交付決定

申請書を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金交付決定通知書」(様式第6号)により、申請者に通知します。

③申請内容 の変更

申請の内容を変更しようとするときは、速やかに「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金事業変更承認申請書」(様式第4号)に必要書類を添えて、弘前市建設部課建築指導課に提出してください。

④事業の 中止・廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書」(様式第5号)を弘前市建設部課建築指導課に提出してください。

⑤実績報告

補助事業が完了したときは、定められた期限までに、「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書」(様式第8号)に必要書類を添えて、弘前市建設部課建築指導課に提出してください。

⑥補助金額 の確定

完了実績報告書の審査及び現地調査により、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか確認し、適合と認めるときは、「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金交付額確定通知書」(様式第9号)により、申請者に通知します。

⑦補助金の 請求

「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金請求書」(様式第10号)に必要書類を添えて、弘前市建設部課建築指導課に提出してください。

⑧補助金の 交付

補助金を指定された金融機関へ振込みます。

※ 詳しくは、弘前市ホームページに掲載されていますのでご覧ください。
申請に必要な様式など、ダウンロードできます。
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

弘前市ホームページ → [暮らし](#) → [空き家・空き地対策](#) → [空き家・空き地利活用事業補助金](#)

また、空き家・空き地バンクホームページに空き家・空き地の情報を公開しています。
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiya-bank/>

お問い合わせ・申込み先

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1
弘前市役所 建設部 建築指導課
TEL 0172-40-7053 FAX 0172-39-7119
E-mail kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp



弘前市

空き家・空き地 利活用事業費 補助金





弘前市空き家・空き地 利活用事業費補助金概要



1. 制度の概要

空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き家・空き地の購入、賃借、空き家の解体、動産の処分に対して補助金を交付する制度です。

2. 補助対象物件

空き家・空き地バンクに登録された住宅（併用住宅を含む。）である空き家（敷地を含む。）または住宅の建築が可能な空き地

3. 補助対象者

1. 空き地を購入し、その土地に住宅を新築する方
2. 空き家（敷地含む。）を購入する方
3. 移住者で、空き家を賃借する方
4. 所有する空き家を解体する方
5. 所有する空き家にある動産（家財）を処分する方

※移住者とは、補助金を申請する時点で、1年以上弘前市以外の市区町村に住民登録をしていた方で、弘前市に移住しようとする方をいいます。

4. 補助金交付の条件

1. 市区町村の市税等を滞納していないこと
2. 購入又は賃借する物件に3年以上居住する意思のあること
3. 空き家・空き地を購入、賃借する人は、所有者の3親等内の親族ではないこと
4. 空き家・空き地バンク制度により、売買契約または賃貸借契約が成立する見込みとなった物件に限ります。（交付決定後であっても、当該年度の3月15日までに売買契約または、賃貸借契約が成立しない場合は、補助金が交付されません。）
5. 購入した空き地への新築、又は空き家の解体及び動産の処分を行う場合、発注する業者は、市内に本店を有する業者に限ります。

※上記のほかにも条件がありますので、詳しくは弘前市建設部建築指導課にお問い合わせください。

5. 補助の対象となる経費

1. 空き地の購入費用（租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く。）
2. 空き家（敷地を含む。）の購入費用（租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く。）
3. 空き家の3年間分の賃借料
4. 空き家の解体費用
5. 空き家にある動産（家財）の処分費用

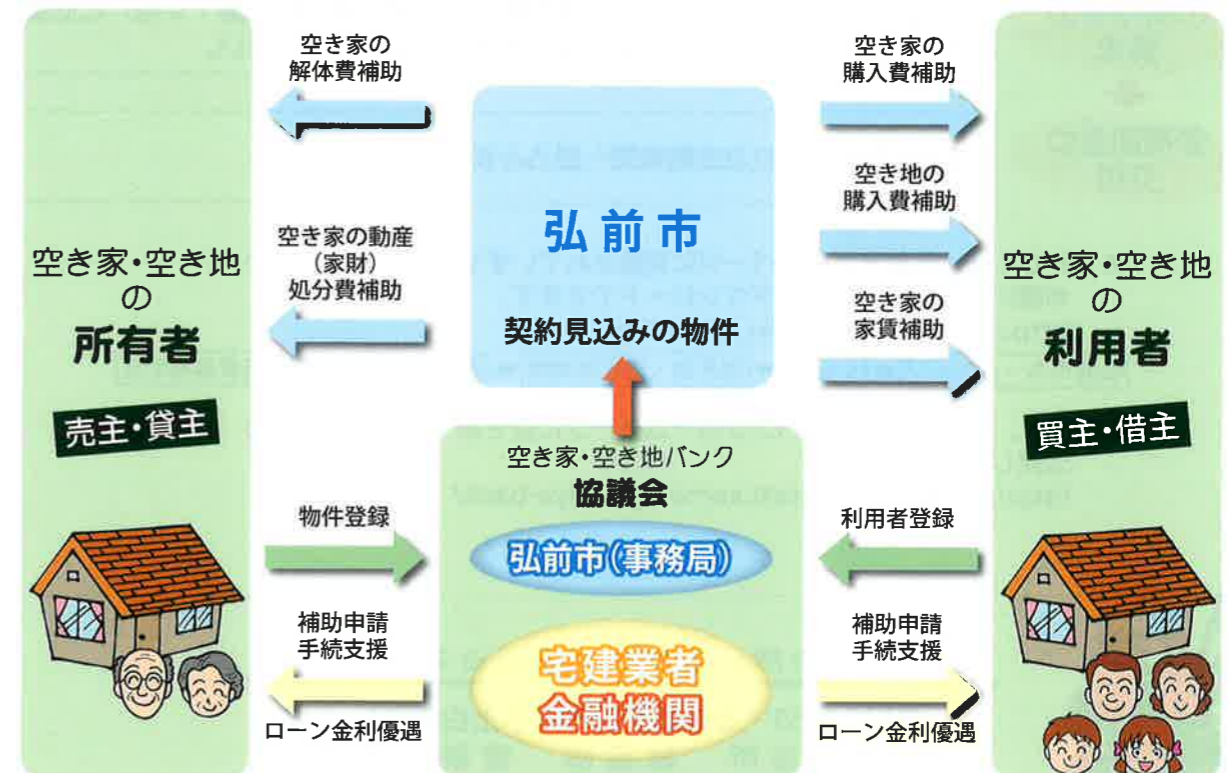
※消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まれません。

6. 補助金額

補助対象者		補助対象経費	補助金額	備考
空き地及び空き家を購入する者	空き地を新築する者	空き地の購入費用	補助率1/2 限度額30万円	1. 子育て世帯には、限度額10万円を上乗せします。 2. 移住者には、限度額10万円を上乗せします。
	空き家を購入する者	空き家（敷地含む）の購入費用	補助率1/2 限度額20万円	
賃借する者	市外からの移住者	3年間分の賃借料	補助率1/2 限度額25万円	子育て世帯には、限度額10万円を上乗せします。
空き家所有者	空き家	解体費用	補助率1/2 限度額50万円	
		動産（家財）処分費用	補助率1/2 限度額5万円	

※子育て世帯とは、補助金の交付申請をする時点で、18歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある子どもがいる世帯または妊婦がいる世帯の方をいいます。

7. 空き家・空き地バンクと補助金のイメージ



※空き家・空き地バンクの詳細については、ホームページをご覧ください。
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiya-bank/>